

つくばみらい市所有者不明土地等対策計画（案）に対する意見の内容および市の考え方

意見提出期間	令和6年1月17日（水）～令和6年2月14日（水）		
意見提出者数	1人	意見件数	1件

No.	意見項目	意見の内容	件数	市の考え方
1	その他	○相続人が複数人おり、代替わり等で連絡が取れない場合に、土地相続の進展がしません。結果、放置されることとなります。このような場合は今後どのような対応をお考えでしょうか？	1件	<p>■原案どおりとします。</p> <p>相続については、この度の民法改正により、相続登記の申請が義務化されるとともに、所有者不明土地の利用が円滑に進むような制度が新設されています。相続人が1人でも判明している土地の場合は、所在者不明土地にならないよう、その相続人からの相談に応じ、適切に必要な情報提供を行っていきます。</p>